

事 務 連 絡
平成23年3月25日

都道府県後期高齢者医療主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被保険者証を提示せずに
受診した被保険者の一部負担金の徴収等について

今般の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証の提示について」（平成23年3月11日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）により示されているところであるが、これらの被保険者について、下記の点において特段のお取り計らいをお願いするとともに、貴管内市町村への周知等よろしく願います。

記

1. 保険医療機関等からの照会について

保険医療機関等から後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）又は市町村に対して、当該保険医療機関等で受診しようとする被保険者に関して、被保険者資格の有無、被保険者番号、一部負担割合等の照会が行われることがあるため、適切にご回答いただくこと。

2. 本来の給付割合と異なる場合の取扱いについて

「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（平成23年3月15日付厚生労働省保険局医療課事務連絡）により示されている一部負担金の支払を猶予される者の要件に該当しない被保険者については、保険医療機関等において、1の照会や被保険者からの聞き取りにより一部負担割合を確認の上、一部負担金の徴収が行われることとなるが、これにより保険医療機関等から、本来の給付割合と異なる診療報酬の請求がなされた場合でも、当面、その請求の給付割合による支払に応じること。

この場合、被保険者が、保険医療機関等において、本来の一部負担割合より多く負担した場合には、後日、広域連合から被保険者に差額を還付し、少なく負担した場合には、後日、広域連合から被保険者に差額を返還請求すること。